

地域の特産見落とすべからず

地理的表示保護マーク（GIマーク）



地域の伝統的な生産方法や気候・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品

名称(地理的表示)を知的財産として登録、保護する制度
国が地域特産品の品質を保証！

GIマーク

名称
(地理的表示)



写真：吉田国際特許事務所撮影
産品：JA 晴れの国岡山「連島ごぼう」

さらに！日本とEU（欧州連合）で経済連携協定が結ばれ、GIの相互保護が開始

日EU経済連携協定(EPA)によるGI相互保護

